

吉井田地区防災計画

令和6年3月

吉井田地区

目 次

1	計画の目的	P 1
2	計画の対象範囲	P 1
3	地区で予想される災害・地区の危険区域	
(1)	予想される災害	P 1～P 2
(2)	危険区域	P 2
4	活動体制	P 2～P 3
5	活動内容	P 3～P 8
(1)	平常時の取り組み	P 3～P 6
(2)	発災直前の対応	P 6～P 7
(3)	災害時の対応	P 7～P 8
6	計画の保管・修正等	P 8
7	福島市への提案（提出）	P 8
8	その他（別紙資料）	P 8
	・別紙1 吉井田地区災害対策本部の組織体制	P 9
	・別紙2 吉井田地区災害対応タイムライン	
	2-1 大雨・台風対応	P 10～P 11
	2-2 地震・火災対応	P 12～P 13
	2-3 吾妻山火山対応	P 14～P 15

1 計画の目的

この計画は、「大雨」、「地震」、「大雪」等の自然災害及び「大規模火災」などの災害発生時もしくは災害が予想される場合に、「自らの身の安全は自らが守る」を防災の基本としながらも、地区で助け合い、支え合いながら地区住民の命を守るために作成し、地区住民の防災意識の高揚と地区防災力の向上を図ることを目的とする。

2 計画の対象範囲

この計画の対象範囲は、吉井田地区全域とする。

3 地区で予想される災害・地区の危険区域

(1) 予想される災害

① 洪水（外水氾濫）

荒川流域については、堤防決壊等による洪水災害が予想される。

特に方木田、葉ノ木立、八木田、仁井田、北島地域の荒川沿いは、洪水ハザードマップで「家屋倒壊等氾濫想定区域」及び「早期水平避難が必要な区域」に指定されている。

② 冠水・浸水（内水氾濫）

下水道・道路側溝・用水路などの排水施設から河川へ排出しきれない雨水により、田畑や道路への冠水及び住宅への浸水が予想される。

③ 地震災害

家屋倒壊、ブロック塀倒壊及び道路、橋梁の損壊並びに電気、水道、ガスなどのライフラインの寸断が予想される。

④ 大規模火災

地区の住宅密集地においては、地震や台風時に火災が発生した場合、延焼等により大規模火災になることが予想される。

⑤ 火山災害

吾妻山及び安達太良山が噴火した場合、地区には1～3cm程度の火山灰が堆積すると予想される。また、冬季積雪時の噴火により融雪型火山泥流が発生した場合には、荒川流域を中心に地区全域に水深50cm～2m以上の被害をもたらすと予想される。

⑥ 大雪災害

毎年数回の大雪が降り、積雪により交通渋滞や転倒による負傷者が発生している。気象情報を確認して大雪の際は外出を控えるよう心掛ける。

○大雪警報等の基準

警報等	基準
大雪警報	平地：12時間降雪量 25cm
	山沿い：" 35cm
大雪注意報	平地：12時間降雪量 10cm
	山沿い：" 20cm
暴風雪警報	雪を含む 18m/s（毎秒）

(2) 危険区域

地区の危険区域については、以下のハザードマップ等に基づき、また過去の災害履歴を勘案して危険区域を把握し地区内で共有する。

特に台風や線状降水帯の集中豪雨による大雨時に氾濫が予想される荒川流域に注意が必要である。

○各ハザードマップ等

- ・吉井田地区防災マップ（令和4年度版）
- ・福島市洪水ハザードマップ（令和4年度版）
- ・福島市内水ハザードマップ（令和2年度版）
- ・吾妻山火山防災マップ（令和元年度改訂版）
- ・安達太良山火山防災マップ（平成28年改訂版）

※吉井田地区防災マップ以外のマップについては、「福島市ホームページ」に掲載。

4 活動体制

吉井田地区災害対策本部（災害対策現地本部）を設置し、本部に本部長、副本部長及び事務局長を置く。

- (1) 本部を吉井田支所に置く。ただし、災害の状況に応じ、市災害対策本部と協議し本部を移転する。
- (2) 本部長は吉井田支所長、副本部長は吉井田地区町内会連合会長とし、事務局長は吉井田支所主任とする。

- (3) 各町内会長は、町内会で災害等を確認した場合は直ちに本部へ連絡する。

○連絡事項の例

- ・いつ（発生日時）
- ・どこで（発生場所）
- ・誰が、何が
- ・どのように（被害状況）
- ・応急処置の状況
- ・救助の必要性
- ・その他必要な情報

- (4) 本部長は、被害状況等を市災害対策本部（危機管理室）へ報告する。

- (5) 本部は地区で災害が発生した場合、下記の機関・団体等に地区の災害状況を連絡し、地区内で被災情報を共有する。
- ・ 吉井田地区各町内会
 - ・ 消防団第16分団
 - ・ 吉井田方部民生児童委員協議会
 - ・ 福島市吉井田地域包括支援センター
 - ・ 吉井田学習センター
- (6) 吉井田地区災害対策本部の組織体制・・・別紙1

5 活動内容

地区の防災活動を「平常時の取り組み」、「発災直前の対応」、「発災後の対応」に区分し、各町内会自主防災組織、消防団、民生児童委員、地区内関係者・機関並びに防災士と連携しながら地区住民一人ひとりが防災・減災活動に取り組むこととする。

(1) 平常時の取り組み

地区町内会は、平常時から防災・減災活動に取り組み、災害発生時に地区住民が連携・協力し、円滑に対応できるよう備えることとする。

① 防災・減災意識の普及啓発

平常時に防災意識の向上を図っておくことは重要であり、防災士などの防災専門家による防災講話の聴講、防災教育、防災チラシの回覧などにより、防災知識の普及と意識の啓発を図る。

特に、地区として小中高生等若者世代の防災知識の習得や防災意識の高揚を図るため、防災教育を行う。

② 地区の安全点検

「吉井田地区防災マップ」を基に定期的な現地調査を行い、危険箇所や防災上問題のある場所等を確認し、その結果を地図に記載して周知するとともに、その改善や危険回避の方策を検討する。

③ 家庭内の対策

家庭内における以下の対策について、町内会役員や消防団からの助言により取り組む。

ア 地震対策として家具の転倒防止等の安全対策を講ずること。

イ 火災発生に備え、家庭用消火器や火災報知器を設置すること。

ウ 災害が発生した際の行動や避難所（避難場所）の位置、避難方法等について家庭内で話し合い、個人の防災行動計画の作成、防災訓練やイベント等への参加に努めること。

エ 避難するときに必要となる物資をあらかじめ準備し、非常時にすぐ持ち出せるようリュックサックなどに入れておくこと。また、自宅で避難生活を送ることに備え、非常用の食料や飲料水等を準備しておくこと。

④ 指定避難所等の周知徹底

ア 「指定緊急避難所」や「指定緊急避難場所」及び一時避難所として開設する「町内会集会所等」の位置・収容人数とそれぞれへの経路等を日頃から地区住民に周知する。

イ 避難所・避難場所等

(7) 指定避難所（地区内・信夫地区・吾妻地区）

	避難所名	収容人数 (人)	洪水	地震	火事	火山 ※
1	吉井田小学校	456	○	○	○	×
2	JA 吉井田地区活性化センター	56	○	○	○	×
3	吉井田学習センター	135	×	○	○	×
4	福島トヨタクラウンアリーナ	1,692	×	○	○	×
5	福島西高等学校	608	×	○	○	×
6	福島大学附属特別支援学校	198	×	○	○	×
7	信夫学習センター（信夫）	143	○	○	○	○
8	大森小学校（信夫）	586	○	○	○	○
9	信夫中学校（信夫）	570	○	○	○	○
10	吾妻学習センター（吾妻）	327	○	○	○	○
11	野田中学校（吾妻）	403	○	○	○	×

※吾妻山融雪型火山泥流発生時の吉井田管内の指定避難所

地区	指定避難所（収容人数）
八木田	蓬萊小学校（335）、蓬萊児童センター（150）、 蓬萊学習センター（234）、蓬萊学習センター分館（155）、 立子山小学校（312）、福島市職業技能訓練センター（旧立子山中学校）（348）、立子山自然の家（262）
方木田	蓬萊東小学校（469）、飯野小学校（494）、飯野中学校（536）、 飯野学習センター（170）、飯野学習センター青木分館（77）・ 大久保分館（78）・明治分館（56）、飯野地区体育館（600）、 飯野地域福祉センター（118）
吉倉	大森小学校（586）、信夫中学校（570）
仁井田	第四中学校（570）、福島高等学校（595）

(イ) 町内会集会所

	集会所名	洪水	地震	火事	火山	備考
1	葉ノ木立集会所	×	○	○	×	毛布ほか備蓄品 有
2	八木田会館	○	○	○	×	

(ウ) 避難場所（地区内）

	施設名	備考
1	ヨークベニマル吉倉店 駐車場	浸水害が発生または発生するおそれがある場合に、近隣住民が駐車場に一時的に避難することについて、市が協定締結
2	コープふくしま方木田店 駐車場	
3	東北運輸局福島運輸支局 駐車場	

(イ) 福祉避難所・ペット同伴避難所

福祉避難所	N C Vふくしまアリーナ（福島体育館）霞町 4-45
ペット同伴避難所	勤労青少年ホーム（音楽堂隣り）入江町 1-1

⑤ 避難行動要支援者の把握とコミュニケーションの推進

災害時に自ら避難することが困難な要介護認定者、一人暮らしの高齢者、障がいを持った方々等の避難行動要支援者を災害から守るため、地区住民は連携協力して実施可能な支援を行うものとする。

ただし、避難行動要支援者登録名簿については個人情報であるため、町内会長、町内会役員、民生児童委員、消防団、地域包括支援センターの関係者以外への情報提供は、当該対象者又はその家族の同意が得られた場合に限ることとする。

ア 各町内会は、町内会に居住する避難行動要支援者を「避難行動要支援者登録名簿」等により把握に努めることとする。

イ 災害時には隣近所の助け合いが不可欠であるため、町内会は日頃から避難行動要支援者とのコミュニケーションを積極的に行い、適切な関係づくりをしておくこととする。

また、登録していない対象者の把握についても、極力把握に努めることとする。

⑥ 食料・物資の備蓄

災害時に一時避難所となる各町内会の集会所等には、非常食や毛布等を備蓄するよう努めるものとする。

また、各町内会は、各家庭においても乳幼児・子ども・高齢者などの家族構成に応じた備蓄品、「非常持ち出し袋」を準備しておくように周知に努めるものとする。

⑦ 防災訓練等の実施

災害発生時に慌てず的確に対応するために、「訓練していないことは災害時にできない」ことを地区住民に啓発し、「自分たちの地区は自分たちで守る」との意識を醸成し、災害から身を守る行動を体験することを目的に、以下の訓練等を行うものとする。

ア 町内会訓練（各町内会主催）

町内会ごとに、毎年、災害に応じた初期消火訓練や避難訓練等を行うこととする。

イ 吉井田地域防災訓練（吉井田地区町内会連合会主催）

地域防災訓練は、毎年、各災害に応じた各町内会の連携を重視し、情報収集・伝達訓練、避難訓練、避難所運営訓練、炊き出し訓練などの各種体験型訓練を組み合わせて行うこととする。

ウ 防災用資機材等の整備・点検等

自主防災組織は災害発生時に迅速かつ適切な活動を行うために、活動に必要な防災用資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備えるものとする。

⑧ 災害対応タイムラインの周知徹底

ア 災害発生時または災害が予想される場合に地区住民が迅速に対応できるよう「吉井田地区災害対応タイムライン」を作成し、地区住民に周知徹底するとともに、各家庭において個人の防災行動計画「マイ・タイムライン」を作成することを推奨する。

イ 吉井田地区災害対応タイムライン・・・別紙2

(2) 発災直前の対応

発災直前の対応は、災害の要因となる前兆現象の始まりから災害の発生までの行動で、各町内会内で避難情報等の共有を図り、危険な場所から早めの避難をするなど命を守る行動をすることを、町内会役員、消防団等により全世帯に向けて周知する。

避難にあたっては、隣近所や避難行動要支援者などに可能な限り声掛けしながら避難行動を行うものとする。

① 情報収集・伝達

地区住民は、気象庁が発表する気象情報、福島市が発令する避難所開設情報、避難情報及び災害情報をテレビ、ラジオ、インターネット、屋外スピーカー等のあらゆる手段で情報収集に努めるものとする。

また、当該収集した情報は、町内会連絡網やSNSなどを通じて、地区住民に周知し安全な避難に繋げる。

② 避難行動要支援者への災害情報等の伝達

避難行動要支援者登録名簿に登録している対象者については、地域支援者や町内会役員、民生児童委員、消防団員及び近隣住民が対象者宅への訪問、電話等により情報等を伝達するものとする。

また、登録していない対象者に対しては、近隣住民が伝達するものとする。

③ 避難行動

福島市から避難所開設情報及び「高齢者等避難」や「避難指示」の避難情報が発令された場合は、その避難情報に従い、迅速に開設指定避難所や町内会集会所等に避難するか、平常時に家族で話し合った安全な親戚や友人・知人宅へ避難することとする。また、状況によっては自宅の2階以上の安全を確保できる場所に垂直避難することとする。

④ 避難行動要支援者の避難支援

避難行動要支援者が避難所等へ避難する際は、町内会役員、民生児童委員及び消防団員等の助言等に基づいて、可能な限り地域支援者や近隣住民などで支援を行うものとする。

(3) 災害時の対応

災害時には死傷者や火災の発生など様々な予期せぬ事態が起こる可能性があることから、消防・警察等の防災関係機関と連携協力しながら地区住民で力を合わせて被害を最小限にとどめるよう行動する。

① 救出・救護活動

地震、洪水等の自然災害により地区住民が受傷した場合及び建物倒壊等により安否が確認できない場合は消防（119番）に迅速に通報する。

消防が到着するまでの間、応急処置ができる住民は応急処置を行う。

また、大規模災害時には消防などの支援が困難な状況も想定されることから、身の安全を確保し、近隣住民が協力して近くの医療機関に搬送するものとする。

② 地区内の災害情報の共有

災害が発生した場合、本計画「4活動体制」に基づき、災害が発生した区域の町内会長は本部（吉井田支所）に災害発生を連絡する。

また、本部は下記の機関・団体等に情報提供し、当該災害情報を共有することによって、地区全体での適切な防災・減災活動に資することとする。

- ・ 吉井田地区各町内会
- ・ 消防団第16分団
- ・ 吉井田方部民生児童委員協議会
- ・ 福島市吉井田地域包括支援センター
- ・ 吉井田学習センター

③ 指定避難所及び集会所等における開設運営支援

ア 指定避難所が開設された場合には、各町内会は協力して避難所への誘導を行うこととする。

イ 指定避難所に避難した場合、地区住民はその開設運営にできる限り協力するものとする。

ウ 町内会集会所を一時避難所として開設した場合、当該町内会住民は開設運営を行うものとする。

④ 火災対応

地震等災害時に地区内で火災が発生した場合、消防が到着するまでの間、地区住民は自分自身の安全を確保した上で、家庭用消火器などで初期消火活動を行い、延焼拡大の防止に努めるものとする。

⑤ 大雪対応

安全な生活の確保を図るため、行政の除雪がとどきにくい生活道路及び通学路や利用者の多い歩道は、地区住民が協力して除雪作業を行い住民の通行を確保するとともに、一人暮らしの高齢者や障がいを持った方など自身で除雪作業が困難な世帯の支援を図る。また、消火栓の除雪は地区住民が協力して行うこととする。

⑥ 被災町内会への支援

各町内会は、被災した町内会に対し、吉井田地区災害対策本部との調整を経て人的及び物的支援を行うこととする。

6 計画の保管・修正等

(1) 計画書は、本部、副本部長、各町内会長はじめ計画作成委員及び町内会役員等が保管する。役職交代時には、本計画を申し送ることとする。

また、計画を市役所危機管理室へ1部提出し、危機管理室は計画を保管する。

(2) 計画の電子データは、本部（吉井田支所）、市役所危機管理室が保管する。計画を修正した場合、本部は危機管理室へ報告する。

7 福島市への提案（提出）

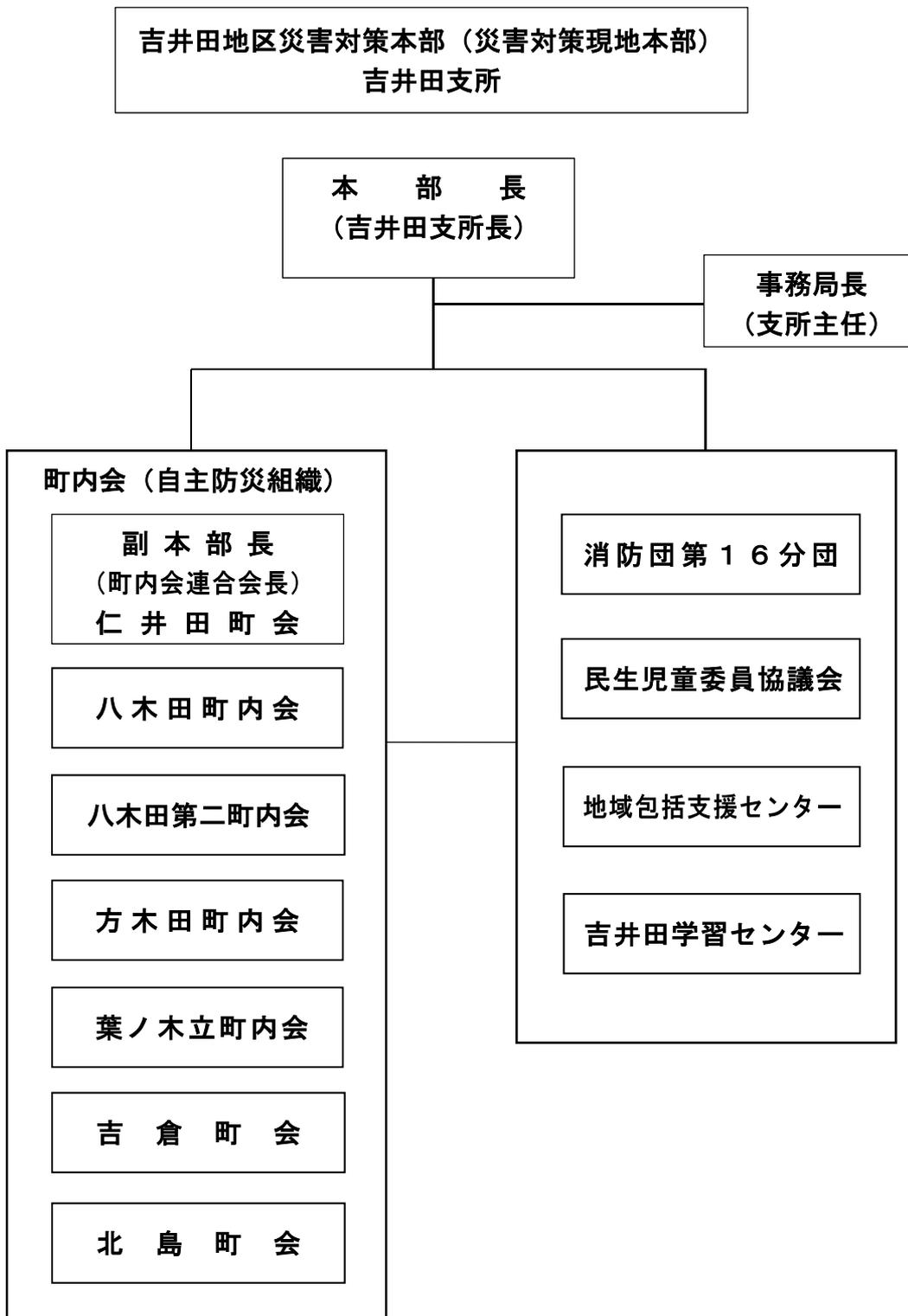
作成した吉井田地区防災計画を市に提出し、市は計画を福島市防災会議に諮り、福島市地域防災計画に定める。

8 その他（別紙資料）

○別紙1 「吉井田地区災害対策本部の組織体制」

○別紙2 「吉井田地区災害対応タイムライン」

吉井田地区災害対策本部の組織体制



吉井田地区災害対応タイムライン

1 大雨・台風対応（災害発生時をH時とした。）

時 期	気象情報	市災害対策本部 (危機管理室)	対 応 等	
			地区災害対策本部 (吉井田支所)	町内会・地区住民
2 日前 (H-48時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・福島市に「大雨注意報」発表 ・台風は2日後に福島県を通過すると予想される。 		<ul style="list-style-type: none"> ・台風情報の収集 ・台風情報の伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・台風情報の収集 地区住民がテレビ等を活用し情報収集 ・台風情報の伝達 各町内会連絡網等により伝達 避難行動要支援者に特に注意
1 日前 (H-24時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が東海地方に上陸 ・福島市に「大雨・洪水警報」発令 	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部設置 ・福島市が避難所開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区災害対策現地本部設置 ・台風情報収集・伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ・台風情報収集・伝達 ・避難行動要支援者の支援準備 ・消防団16分団各部による広報
12時間前 ～ 6時間前	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が関東地方を通過 ・「大雨・洪水警報」継続 ・荒川の水位上昇 	福島市荒川流域に「高齢者等避難」発令	<ul style="list-style-type: none"> ・台風情報収集・伝達 ・避難情報を各町内会へ連絡 ・被害状況、避難状況を市災害対策本部へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・台風情報収集・伝達 ・避難開始、避難誘導 ・開設避難所及び集会所 吉井田小学校、JA活性化センター、各町内会集会所 ・避難所開設運営支援 ・被害状況、避難状況を地区災害対策本部に報告

時 期	気象情報	市災害対策本部 (危機管理室)	対 応 等	
			地区災害対策本部 (吉井田支所)	町内会・地区住民
H 時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台風が福島市を通過中 ・ 「大雨・洪水警報」継続 ・ 荒川が「氾濫危険水位」に到達 ・ ○○町内会で浸水被害発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島市荒川流域に「避難指示」発令 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難情報を各町内会へ連絡 ・ 地区の被害状況、避難状況把握 ・ 市災害対策本部へ状況報告 ・ 被災町内会の状況を各町内会へ報告（状況共有） ・ 被災町内会への支援検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況、避難状況把握 ・ 地区災害対策本部へ状況報告

2 地震・火災対応（地震（震度5強以上）発生時をH時とした。）

時 期	状 況	市災害対策本部	対 応 等	
			地区災害対策本部 （吉井田支所）	町内会・地区住民
H 時 地震発生	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県沖を震源とする M7.5 の地震発生 ・福島市 震度5強 	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区災害対策現地本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・各家庭 安全確保行動（シェイクアウト）を取る。 ①まず低く ②頭を守る ③動かない
H時+30分	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇町内会で家屋倒壊 ・××町内会で火災発生 		<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報収集・伝達 ・被害状況を市災害対策本部へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・各町内会 町内会全世帯の安否確認及び被害状況把握 ・火災発生町内会 ①消防署へ通報 ②住民及び消防団による初期消火活動
H時+1時間	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇町内会倒壊家屋に生存者あり 		<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報収集・伝達 ・被害状況を市災害対策本部へ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊家屋発生町内会 ①住民による救出活動及び救急措置 ②消防へ救急要請 ・各町内会 ①安否確認及び被害状況把握を継続 ②集会所を避難所とする準備開始

時 期	状 況	市災害対策本部	対 応 等	
			地区災害対策本部 (吉井田支所)	町内会・地区住民
H時＋ 2時間以降		<ul style="list-style-type: none"> ・福島市避難所開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設情報を各町内会へ連絡 ・被害状況、避難状況の把握 ・市災害対策本部へ状況報告 ・被災町内会への支援検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・各町内会 <ul style="list-style-type: none"> ①集会所を開設し被災者を受け入れ ②被害状況等を地区災害対策本部に報告 ③支援物資、食糧などを調達

3 吾妻山火山対応(噴火警戒レベル2以上 噴火した場合の吉井田地区への影響は、火山降灰と積雪時の融雪型火山泥流と想定)

火山活動 (噴火警戒レベル等)	市災害対策本部	対 応 等	
		地区災害対策本部 (吉井田支所)	町内会・地区住民
噴火警戒レベル2への引き上げ (火口周辺規制) ・火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生、あるいは噴火が発生すると予想される。 ・火口から概ね1.5km以内に大きな噴石飛散	・吾妻山火山災害警戒配備 ・吾妻山火山災害対策本部の設置 ①市民等への周知(メール等) ②大穴火口より約1.5m以内の登山道規制(規制看板設置)	・吾妻山火山防災マップによる吉井田地区への被害等の把握 ・各町内会、関係機関への情報提供	・通常の生活 ・吾妻山火山防災マップによる自宅周辺への噴火被害等の把握 ・吾妻山登山禁止 ・火山情報の収集・伝達
噴火警戒レベル3への引き上げ (入山規制) 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生あるいは発生すると予想される。 ※噴火した場合 ・火口から概ね4km以内に大きな噴石が飛散 ・火砕流、火災サージ、融雪型火山泥流(積雪時)の発生	・火山災害対策本部員会議 ・気象台からの細部状況確認 ※噴火した場合 ・規制範囲設定・特定地域の選定 ・市民、関係機関への周知 ・避難所開設準備・開設 ・避難情報発令準備・発令	・火山災害対策本部支部の設置 市対策本部との情報共有 ・各町内会、関係機関への情報提供 ※噴火した場合 ・各町内会等へ情報伝達 ・降灰、融雪型火山泥流対応準備 ・支所移転準備 (情報収集資器材の把握等)	※噴火しない場合 ・通常の生活 ・避難所・避難場所の確認 ・吾妻山登山禁止 ※噴火した場合 ・降灰対策(1~3cm) 不要不急の外出自粛 ・融雪型火山泥流対策(積雪時) 発生した場合は安全な場所等へ早期避難

火山活動 (噴火警戒レベル等)	市災害対策本部	対 応 等	
		地区災害対策本部 (吉井田支所)	町内会・地区住民
噴火警戒レベル4・5への引き上げ(避難準備・避難) ・居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。 ・噴火が発生あるいは切迫している。	・緊急非常配備へ移行 ・気象台からの細部状況確認 ・避難所開設情報発令 ・避難情報発令	・市対策本部との情報共有 ・各町内会、関係機関への避難所開設情報・避難情報発令の情報提供	避難情報に基づく避難

